

1 国民健康保険特別会計の状況

(1) 款別歳入決算の前年度比較

款	令和6年度 決算額 (円) ①	令和7年度 決算額 (円) ②	前年度比	
			(円) ②－①	(%) ②／①
国民健康保険税	1,287,296,025	1,324,707,341	37,411,316	102.9
県支出金	3,782,125,974	3,547,962,352	△234,163,622	93.8
財産収入	1	96	95	9,600.0
繰入金	671,350,715	571,892,973	△99,457,742	85.2
繰越金	81,973,256	91,727,426	9,754,170	111.9
諸収入	8,596,952	10,237,750	1,640,798	119.1
国庫支出金	7,302,000	6,438,000	△864,000	88.2
合 計	5,838,644,923	5,552,965,938	△285,678,985	95.1

(2) 款別歳出決算の前年度比較

款	令和6年度 決算額 (円) ①	令和7年度 決算額 (円) ②	前年度比	
			(円) ②－①	(%) ②／①
総務費	69,714,317	73,032,299	3,317,982	104.8
保険給付費	3,755,892,409	3,501,717,156	△254,175,253	93.2
国民健康保険事業費納付金	1,814,504,856	1,744,190,103	△70,314,753	96.1
保健事業費	37,667,615	37,751,642	84,027	100.2
基金積立金	1	96	95	9,600.0
諸支出金	69,138,299	76,960,794	7,822,495	111.3
合 計	5,746,917,497	5,433,652,090	△313,265,407	94.5

(3) 款別歳入決算の状況

款	予算現額 (円)	調定額 (円)	収入済額(決算額) (円)
	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ
国民健康保険税	1,255,928,000	1,642,200,762	1,324,707,341
県支出金	3,910,311,000	3,547,962,352	3,547,962,352
財産収入	1,000	96	96
繰入金	574,592,000	571,892,973	571,892,973
繰越金	91,727,000	91,727,426	91,727,426
諸収入	7,000	10,237,750	10,237,750
国庫支出金	6,303,000	6,438,000	6,438,000
合 計	5,838,869,000	5,870,459,359	5,552,965,938 Ⓔ

不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	予算現額に対する増減額(円)	収入割合(%)		
			対予算現額 Ⓒ/Ⓐ	対調定額 Ⓒ/Ⓑ	決算額構成比 Ⓒ/Ⓔ
Ⓙ	Ⓚ-Ⓒ-Ⓛ	Ⓒ-Ⓐ			
26,889,146	290,604,275	68,779,341	105.5	80.7	23.9
0	0	△362,348,648	90.7	100.0	63.9
0	0	△904	9.6	100.0	0.0
0	0	△2,699,027	99.5	100.0	10.3
0	0	426	100.0	100.0	1.6
0	0	10,230,750	146,253.6	100.0	0.2
0	0	135,000	102.1	100.0	0.1
26,889,146	290,604,275	△285,903,062	95.1	94.6	100.0

(4) 基金の状況

区 分	基金の目的	令和6年度末現在高	
		Ⓐ	市民一人当たりの現在高 Ⓑ (Ⓐ/68,781人)
国民健康保険事業 財政調整基金	国民健康保険事業の健全かつ円滑な運営を図るために必要な財源を積み立てる。	77,011	1

(単位 円)

令和7年度中の増減		令和7年度末現在高		前年度比	
積立額 Ⓒ	取崩し額 Ⓓ	Ⓔ (Ⓐ+Ⓒ-Ⓓ)	市民一人当たりの現在高 Ⓟ (Ⓔ/69,068人)	Ⓔ-Ⓐ	市民一人当たりの現在高 Ⓟ-Ⓑ
96	0	77,107	1	96	0

(5) 保険税決算の状況

区 分	予算現額 (円) ①	調定額 (円) ②	収入済額(決算額) (円) ③	不納欠損額 (円) ④
現年度課税分	1,191,708,000	1,366,021,300	1,254,812,136	243,200
滞納繰越分	64,220,000	276,179,462	69,895,205	26,645,946
合 計	1,255,928,000	1,642,200,762	1,324,707,341 ⑤	26,889,146

(6) 収入未済額の内容 (単位 円)

区 分	国民健康保険税
令和7年度	110,965,964
令和6年度	62,633,114
令和5年度	40,879,147
令和4年度	38,454,938
令和3年度以前	37,671,112
合 計	290,604,275

(7) 過誤納金還付未済額の内容 (単位 円)

区 分	国民健康保険税
現年度課税分	2,529,500
滞納繰越分	168,529
合 計	2,698,029

(8) 不納欠損額の内容 (単位 円)

区 分	国民健康保険税
地方税法第15条の7第4項	36人 3,516,464
地方税法第15条の7第5項	3人 664,200
地方税法第18条	315人 22,708,482
合 計	26,889,146

収入未済額 (円) ⑧＝③－④	決算額 構成比 (%) ③／⑤	徴収率(過誤納金還付未済額を除く。) (%)			被保険者一人当たりの 決算額 (円)	
		(%) ③／⑧	前年度 ⑥	対前年度 ③／⑧－⑥	⑤／⑨	被保険者〔令和 7年度末〕 ⑨
110,965,964	94.72	91.67	92.57	△0.90	132,272	10,015人
179,638,311	5.28	25.25	25.41	△0.16		
290,604,275	100.00	80.50	81.05	△0.55		

地方税法(抜粋)
(滞納処分の停止の要件等)
第15条の7 地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。
(1) 滞納処分をすることができる財産がないとき。
(2) 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
(3) その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
2～3 略
4 第1項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは、消滅する。
5 第1項第1号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。
(地方税の消滅時効)
第18条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅する。
(1)以下 略

(9) 款別歳出決算の状況

款	予算現額 (円) ①	支出済額（決算額） (円) ②	翌年度繰越額 (円) ③
総務費	83,203,000	73,032,299	0
保険給付費	3,866,956,000	3,501,717,156	0
国民健康保険事業費 納付金	1,744,192,000	1,744,190,103	0
保健事業費	46,588,000	37,751,642	0
基金積立金	1,000	96	0
諸支出金	77,929,000	76,960,794	0
予備費	20,000,000	0	0
合 計	5,838,869,000	5,433,652,090 ④	0

不用額 (円) ①－②－③	執行割合（％）		市民一人当たりの決算額 (円) ②／69,068 人
	対予算現額 ②／①	決算額構成比 ②／④	
10,170,701	87.8	1.3	1,057
365,238,844	90.6	64.5	50,700
1,897	100.0	32.1	25,253
8,836,358	81.0	0.7	547
904	9.6	0.0	0
968,206	98.8	1.4	1,114
20,000,000	0.0	0.0	0
405,216,910	93.1	100.0	78,671

科目	款			項			目		
	事業名		国民健康保険事業						
	決算額 (前年度比)		財 源 内 訳						
	5,433,652,090 円 (△313,265,407 円)	国・県支出金	使用料・手数料	分担金・負担金・寄附金	地方債	その他	一般財源等		
		3,554,400,352 円	0 円	0 円	0 円	10,627,689 円	1,868,624,049 円		
主管	市民一人当たりの決算額		78,671 円 (一般財源等ベース 27,055 円)		単位決算額		531,460 円 (被保険者 10,224 人)		
保 険 年 金 課	1 事業目的 相互扶助の精神にのっとり、国民健康保険加入者の疾病、負傷、出産又は死亡に関し、保険給付を行う。								
	2 事業内容								
	(1) 一般状況								
	ア 年度平均（月平均）								
	区 分						内 容		
	世帯						7,064 世帯		
	被保険者						10,224 人		
	前期高齢者被保険者 65 歳～74 歳（再掲）						3,981 人		
	介護保険第 2 号被保険者（再掲）						3,583 人		
	イ 指標実績								
	区 分						内 容		
	保険税収入率（（収入済額－還付未済額）／調定額）						80.50%		
	現年課税分（（収入済額－還付未済額）／調定額）						91.67%		
	滞納繰越分（（収入済額－還付未済額）／調定額）						25.25%		
	一人当たり医療給付費（※1）						339,615 円		
	保健事業比率（※2）						2.85%		
	※1 一人当たり医療給付費＝{療養諸費（審査支払手数料を除く）＋高額療養費＋移送費}／平均被保険者数								
	※2 保健事業比率＝保健事業費／保険税収入額								
	(2) 保険給付費（保険給付の状況）								
	国民健康保険法及び清須市国民健康保険条例の規定による保険給付を行った。								
	ア 療養給付費								
	区 分		一人当たり	一件当たり	件 数	事業費			
	一般		293,046 円	16,149 円	185,524 件	2,996,099,828 円			
	イ 療養費								
	区 分		一人当たり	一件当たり	件 数	事業費			
	一般		4,440 円	8,088 円	5,612 件	45,392,120 円			
	ウ 審査支払手数料								
	支給額（平均）			件 数		事業費			
	56.59 円／件			190,912 件		10,804,041 円			

エ 高額療養費

区 分	一人当たり	一件当たり	件 数	事業費
一般	42,129 円	55,208 円	7,802 件	430,729,777 円

オ その他保険給付

区 分	支給額	件 数	事業費
出産育児一時金	500,000 円以内／件	32 件	15,935,090 円
葬祭費	50,000 円／件	55 件	2,750,000 円

(3) 事業費納付金

県が財政運営上、県内市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じ決定した国保事業費納付金(保険料負担)を納めた。

ア 医療給付費

区 分	一人当たり	被保険者 (年度平均)	事業費
一般被保険者医療給付費	119,313 円	10,224 人	1,219,860,056 円

イ 後期高齢者支援金

区 分	一人当たり	被保険者 (年度平均)	事業費
一般被保険者後期高齢者支援金	37,774 円	10,224 人	386,203,800 円

ウ 介護納付金

区 分	一人当たり	被保険者 (年度平均)	事業費
介護納付金	38,550 円	3,583 人	138,126,247 円

(4) 保健事業費

ア 特定健康診査等事業費

支給額 (平均)	件 数	事業費
10,269 円／件	3,135 件	32,193,513 円

イ 保健事業費 (人間ドック補助事業)

支給額 (限度額)	件 数	事業費
15,000 円以内／件	182 件	2,728,900 円

3 事業成果

被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うとともに、特定健康診査、特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療に努め、社会保障及び市民の健康増進に寄与することができた。

国保制度改正による財政の県単位化の8年目として、適正な財政運営を行うことができた。